

資格確認書切り替えのお知らせ

現在交付している保険証または資格確認書は令和7年7月31日が有効期限となっております。マイナ保険証（保険証利用登録されたマイナンバーカード）をお持ちの方には資格情報のお知らせを、お持ちでない方には資格確認書を送付します（更新の申請は不要）。なお、既に有効期限の記載がない「資格情報のお知らせ」が交付されている方については、新たに送付しません。

国民健康保険資格確認書

資格確認書は、町民税務課から7月中旬に世帯主様あてに郵送します。
※「国民健康保険限度額適用認定証」および「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」については、引き続き必要とされる方のみ窓口にてお手続きください。

後期高齢者医療資格確認書

資格確認書は、「福井県後期高齢者医療広域連合」から7月中旬に世帯ごとに郵送されます。

※8月1日を過ぎても資格確認書が届かない場合は、町民税務課までお問い合わせください。

※令和7年度は「**特定記録郵便**」で郵送しています。

マイナンバーカードの保険証利用について

専用のカードリーダーが設置された医療機関・薬局で、マイナンバーカードが保険証として利用できます。

（メリット）

- ・過去のお薬情報や健康診断の結果を見ることができるようになるため、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることが出来ます。
- ・限度額適用認定証などがなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。

■**問合せ** 町民税務課 ☎0778-47-8015（資格確認書の切り替えについて）
マイナンバー総合フリーダイヤル TEL0120-95-0178（#5マイナ保険証について）

マイナンバーカード「出張申請受付」を行います

出張申請受付とは？

町職員がご自宅や介護施設等に訪問し、無料で顔写真撮影および申請手続きを行います。できあがったマイナンバーカードは、後日ご自宅等へお届けしますので、役場まで来庁いただく必要がありません。

●対象となる方

- ・南越前町に住民登録をされており、役場に来庁することが困難な方。

●申請に必要なもの

- ①本人確認書類（Aのいずれか1点またはBのいずれか2点）
 - A 運転免許証、身体障害者手帳、パスポートなど
 - B 資格確認書、健康保険証、介護保険証、年金手帳など

②**個人番号通知書または通知カード** ※紛失された場合は職員にお伝えください。

※申請から受け取りまで1か月程度かかります。

■**問合せ** 町民税務課 ☎0778-47-8015

